

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年7月31日
高 松 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			葛谷	無	R2年度～R6年度	葛谷集落
	○			西神内	無	R2年度～R6年度	西神内集落
	○			高様	無	R2年度～R6年度	高様集落
	○			菅沢	無	R2年度～R6年度	菅沢集落
	○			下笠居	無	R2年度～R6年度	下笠居集落
	○			後川	無	R2年度～R6年度	後川集落
	○			下谷	無	R2年度～R6年度	下谷集落
	○			鎌野	無	R2年度～R6年度	鎌野集落